

公益社団法人三田市シルバー人材センター

福利厚生部会運営要綱

(目的)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センター専門部会設置要綱第2条第3項により設置した福利厚生部会（以下「部会」と言う。）の、円滑な事業運営を目的とする。

(実施事業)

第2条 部会は、以下に掲げる事業の企画検討及び実施する。

1. 給付事業
2. 教養、健康維持事業
3. 趣味、趣向を共有して活動する団体（以下「サークル等」と言う。）の活動支援事業

(給付事業)

第3条 給付の内容は以下のとおりとする。

1. 米寿、結婚の祝金の給付。
2. 死亡弔慰金の給付。
3. 見舞金の給付。
4. 災害見舞金の給付。
5. サークルへの、助成金の給付。

(教養・健康維持事業)

第4条 会員の教養向上、健康維持を目的として、以下に記す事業を企画検討し実施する。

1. 教養事業
 - (1) 市内外の名所旧跡、文化、地場産業等の見学、体験を開催する。
 - (2) 専門分野からの講演等を開催する。
2. 健康維持事業
 - (1) 健康維持及び増進を目的とした、高齢者に適した軽易な運動を実施する。

(サークル等活動支援事業)

第5条 会員の連帯感と教養を深めるため、サークル等の活動を支援する。

1. サークル等の設立、解散に関する承認
2. 助成金の給付
3. 活動に関する助言、指導

(情報提供)

第6条 部会が行う事業等を、定期的に発行する会報紙により情報提供する。

(補則)

第7条 この要綱の定めのない事項に関しては、その都度、福利厚生部会にて協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

給付事業に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は公益社団法人三田市シルバー人材センター福利厚生部運営要綱第3条に基づく給付事業について必要な事項を定める。

(種類及び給付)

第2条 会員の慶弔金、見舞金は次のとおりとする。

1. 会員の米寿、結婚の祝金は次の各号により給付する。

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 米寿に達したとき | 10,000円 |
| (2) 結婚したとき | 10,000円 |

2. 会員及び配偶者が死亡したときは、死亡弔慰金を次の各号により支給する。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 会員が就業中及び就業途上で死亡したとき | 10,000円 |
| (2) 会員が就業外で死亡したとき | 5,000円 |
| (3) 会員の配偶者が死亡したとき | 3,000円 |

3. 会員が疾病又は負傷により療養したときは、見舞金を次の各号により支給する。

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 会員が就業中に負傷し、入院療養したとき | 10,000円 |
| (2) 会員が就業外で疾病又は負傷により30日以上入院療養したとき | 5,000円 |

但し、同一疾病で再入院が30日以上であっても支給しない。

4. 会員の居住する家屋が災害に遭った場合は、見舞金を次の各号により支給する。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 会員の家屋が全焼、全壊に遭ったとき | 10,000円 |
| (2) 会員の家屋が半焼、半壊に遭ったとき | 5,000円 |

5. サークルの活動に関する助成金を給付する。

- | | | |
|--------------|----|---------|
| (1) 1サークルにつき | 年額 | 10,000円 |
|--------------|----|---------|

(給付の条件)

第3条 米寿の年齢計算は満年齢とする。

- 1 弔慰金並びに見舞金等の給付は事由発生後3ヶ月以内とする。
- 2 サークルの条件を満たしている団体。

(給付の申込)

第4条 前第3条の給付を受けようとする会員は、所定の様式により請求するものとする。

(補則)

第5条 この内規に定めない事項に関しては、その都度、福利厚生部会にて協議するものとする。

附 則

1. この内規は、令和2年4月1日から施行する。
2. 福利厚生部会給付事業実施要項（平成26年4月1日制定）は、前項の施行日の前日をもって廃止する。

サークル等活動に関する内規

(目的)

第1条 この内規は公益社団法人三田市シルバー人材センター福利厚生部会運営要綱第5条に基づくサークル等活動支援事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 サークル等の定義は以下のとおりとする。

- (1) サークル等の活動が、反社会的なものでないこと。
- (2) サークル等の構成員は、全て正会員であること。なお、外部講師を要する場合は構成員には含まないこと。
- (3) 年度当初の構成員数が10名以上で、センターの事業や地域社会に貢献する団体をサークルと称する。
- (4) 年度当初の構成員が10名未満、又は10名以上であっても(3)にあてはまらない団体は同好会と称する。

(サークル等の設立)

第3条 サークル等を設立する場合、サークル・同好会 設立・変更届(様式第1号)を福利厚生部会に提出し、承認を得なければならない。

(助成)

第4条 サークルは、給付事業に関する内規に基づき、助成金を受給することができる。

1. 助成金の受給は、サークル助成金申請書(様式第4号)を福利厚生部会へ提出し承認を得ることとする。
2. 助成金は、構成員が一定以上にあることで負担となる、活動場所等の賃借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等に充てることができる。但し、飲食費に使用しないこと。
3. 助成金は年度毎に精算する。
4. 年度途中の構成員の変動による申請及び返金は行えない。

(書類の提出)

第5条 サークル等は、下記の書類を福利厚生部会に提出しなければならない。

1. 月次提出
サークル・同好会 センター外活動報告書(様式第3号)又は施設使用表
2. 年次提出
 - (1) 計画書
 - (2) 構成員名簿(会員番号及び氏名)

(3)会計報告書（助成を受けたサークルのみ）

（活動の留意点）

第6条 センター事務所施設の使用に関しては、センターの事業を優先する。

1. センター外での活動を行う際は、事前にサークル・同好会 センター外活動報告書（様式第3号）を福利厚生部会に提出する。

（サークル等の解散）

第7条 サークル等の解散については、サークル・同好会 解散届（様式第2号）を福利厚生部会に提出すること。

（補則）

第8条 この内規に定めない事項に関しては、その都度、福利厚生部会にて協議するものとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

様 式 第 1 号

年 月 日

公益社団法人 三田市シルバー人材センター
福利厚生部会 部会長

サークル・同好会名： _____

代表者名： _____ ⑩

サークル・同好会 設立・変更届

下記のとおり設立・変更しましたので、届け出します。

記

1. 名称
2. 代表者の氏名
3. 活動内容
4. 会員数及び会員名簿
5. 会費（年・月）
6. 会則
7. 予算及び年間計画（同好会は年間計画のみ）

※変更の場合は、変更箇所のみ記入。

以上

様式第2号

年 月 日

公益社団法人 三田市シルバー人材センター
福利厚生部会 部会長

サークル・同好会名： _____

代表者名： _____ ⑩

サークル・同好会 解散届

下記の理由で解散しましたので、届け出します。

記

1. 解散理由

2. 年月日

年 月 日

以上

サークル・同好会 センター外活動報告書

サークル・同好会名： _____

代表者名： _____

_____ 月分

日	曜日	活動内容			
		内容	時間	場所	人数
1		内容		場所	
		時間	: ~ :	人数	名
2		内容		場所	
		時間	: ~ :	人数	名
3		内容		場所	
		時間	: ~ :	人数	名
4		内容		場所	
		時間	: ~ :	人数	名
5		内容		場所	
		時間	: ~ :	人数	名

センター外活動予定

月	日	曜日	内 容	時間/場所
1				
2				
3				

※資料があれば添付してください。

※裏面もご活用ください。

コメント欄（ふれあいの原稿等）

様 式 第 4 号

年 月 日

公益社団法人 三田市シルバー人材センター
福利厚生部会 部会長

サークル名 : _____

代表者名 : _____ (印)

サークル助成金申請書

標記について、下記金額を申請します。

記

1. 申請金額 10,000円

2. 添付書類 名 簿

以上